〈近隣住民の皆さんへ〉

「守る会」主催の
工事協定書学習会を開催します。
ぜひご参加ください。

◇日時　10月6日（日）午後2時

◇場所　新百合２１ビル　第2研修室

◇講師　畑谷嘉弘弁護士
（はたや　よしひろ　**川崎北合同法律事務所**所長）

＊学習会終了後、住民集会を短時間開きます。

2013 年 9 月 28 日　「王禅寺・上麻生の住環境を守る会」事務局

[redacted]工事協定書にハンコを押して欲しい。押印してくれれば迷惑料を渡すので、ノボリを下げてほしい」という行動に出てきています。

工事協定書とは、工事施行業者が主体となって工事説明会を開催し、どのような段取りで工事を行うかの詳細な説明をすることが大前提です。騒音、振動、粉塵などさまざまな工事被害を少しでも軽減するための対策と、崖地開発で心配される工事の安全についてとことん話し合うことが不可欠です。また、工事中や、工事終了後に家屋などに被害が生じた場合、補修・補償の責任をどう担保するのかも重要です。被害が発生しても工事のせいではないと責任回避する業者は後を絶ちません。建設業界では、工事による家屋被害は工事施行会社が費用負担するのが通例ですから、工事会社が入らない協定書など当てになりません。

守る会としてはまだ工事施工業者も決まっていないのに工事協定書の話をする段階ではないし、最後まで、計画説明会の続行と「建築計画の抜本的変更」を求めていきます。

同時に、荒川建設の最近の動きをみても、受け身にならずに、できるだけ早く工事協定書の学習会を開催したほうがいいと判断しました。お忙しい中、畑谷弁護士に講師を引き受けていただきました。質疑応答の時間もあります。

学習会終了後、守る会としてどう対応していくかについても意思統一したいと思います。ぜひお誘い合わせてご参加ください。